

特定非営利活動法人ガイドブック 新旧対照表(令和6年6月改訂)

変更箇所		旧(令和5年7月改訂版)	新(令和6年6月改訂版)
ページ	項目		
2	もくじ 108ページ	-	Ⅵ 内閣府ウェブ報告システムによる申請・届出について
5	特定非営利活動法人(NPO法人) 設立相談窓口	北部地域振興センター(熊谷地方庁舎1階) 〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 TEL 048(524)1110 FAX 048(524)0770	北部地域振興センター(熊谷地方庁舎1階) 〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 TEL 048(578)4572 FAX 048(524)0770
6	特定非営利活動法人(NPO法人) 設立相談窓口	加須市 市民協働推進課(加須市役所本庁舎3階) 〒347-8501 加須市三俣2-1-1 TEL 0480(62)1111 (内)347・349 FAX0480(62)5981	加須市 市民協働推進課(加須市役所本庁舎3階) 〒347-8501 加須市三俣2-1-1 TEL 0480(62)1111 (内)346・349 FAX 0480(62)5981
6	特定非営利活動法人(NPO法人) 設立相談窓口	志木市 市民活動推進課(志木市役所第2庁舎1階) 〒353-0002 志木市中宗岡1-1-1 TEL 048(473)1111 (内)2145 FAX 048(474)7009	志木市 市民活動推進課(志木市役所第2庁舎1階) 〒353-0002 志木市中宗岡1-1-1 TEL 048(473)1111 (内)2092 FAX 048(474)7009
28	1 設立の準備から申請まで	④ 申請書類提出 設立認証申請書は、県(※)で受け付けます。電話等で予約の上、直接書類を提出してください。なお、郵送での申請も受け付けています。	④ 申請書類提出 設立認証申請書は、県(※)で受け付けます。電話等で予約の上、直接書類を提出してください。なお、内閣府ウェブ報告システムや郵送での申請も受け付けています。
29	⑥縦覧	-	また、一部の書類を除き、埼玉県NPO情報ステーションでもご覧になれます。
30	●提出先	1. 提出に必要な部数が揃っていない。	1. 提出に必要な書類が揃っていない。
35	第7条第3項	代表理事は、前項のものの入会を…	代表理事は、前項の者の入会を…
48	記載例2 就任承諾及び誓約書の 謄本(コピー) 注意書き	※外国籍の方は西暦で記入してください。	※生年月日は和暦(外国籍の方は西暦)で記入してください。
49	各役員の住所又は 居所を証する書面	-	* ウェブ報告システムを利用する場合に限り、スキャンしたPDFを添付して申請・届出を行うことができます。
49	各役員の住所又は 居所を証する書面	就任承諾及び誓約書 記載例(悪い例) 住所又は居所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1-101 ふりがな たかはし とみえ 氏 名 高橋 富恵	就任承諾及び誓約書 記載例(悪い例) 住所又は居所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1-101 ふりがな たかはし とみえ 氏 名 高橋 富恵 生年月日(西暦) 1997年〇月〇〇日
49	各役員の住所又は 居所を証する書面	就任承諾及び誓約書 記載例(良い例) 住所又は居所 埼玉県さいたま市浦和区高砂 三丁目15番1号コーポコバトン101号室 ふりがな たかはし とみえ 氏 名 高橋 富恵	就任承諾及び誓約書 記載例(良い例) 住所又は居所 埼玉県さいたま市浦和区高砂 三丁目15番1号コーポコバトン101号室 ふりがな たかはし とみえ 氏 名 高橋 富恵 生年月日(和暦) 平成〇〇年〇月〇〇日
64	1 県税事務所・市町村役場への届出手続 注意書き	提出がない場合、均等割20,000円が課税されます。	提出がない場合、均等割20,000円(年額)が課税されます。
65	法人の設立等報告書 (埼玉県版)	-	(現行の様式に差替え)
66	(2)雇用保険	労働者を1人でも雇用している法人	労働者を1人でも雇用している事業者

変更箇所		旧(令和5年7月改訂版)	新(令和6年6月改訂版)
ページ	項目		
71		*この提出書には、次の書類[3部]を添付します。	*この提出書には、次の書類[1部]を添付します。
87	記載例2 就任承諾及び誓約書の 謄本(コピー) 注意 書き	※外国籍の方は西暦で記入してください。	※生年月日は和暦(外国籍の方は西暦)で記入してください。
90	定款変更認証申請書	*定款の効力は認証の日から発生します。	*定款の効力は 認証書の到達日(又は登記日) から発生します。
96	1 特定非営利活動 法人と税制(図)	④個人住民税の特別徴収	④個人住民税 及び森林環境税 の特別徴収
96	ポイント NPO法人と税制の基本的な関係	-	(文字の大きさの修正)
96	ポイント その他の考慮する点	ハ) 登記に関する税(登録免許税)については非課税です。	ハ) 法人登記 に関する税(登録免許税)については、 課税されません。
99	3 消費税に関する届出(表)	-	(追加) 対象/ケース: 免税事業者から適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)になるケース 必要書類: 適格請求書発行事業者の登録申請書 期限: 選択しようとする課税期間の初日の前日から起算して15日前の日まで(経過措置有) 提出先: 管轄の税務署(e-Tax)インボイス登録センター(郵送)
100		(3)個人住民税の給与からの特別徴収 給与を支払う際、前年の所得に基づいて各月ごとに算出された個人住民税額を給与から特別徴収し、	(3)個人住民税 及び森林環境税 の給与からの特別徴収 給与を支払う際、前年の所得に基づいて各月ごとに算出された個人住民税額 及び森林環境税額 を給与から特別徴収し、
100	(4) 法定調書の交付と提出	必要書類	提出 書類
100	(4) 法定調書の交付と提出	*提出書類については、管轄の税務署へお問い合わせください(165ページ参照)。	*提出書類については、管轄の税務署 又は、市町村役場 へお問い合わせください(165ページ参照)。
100	(4) 法定調書の交付と提出	*必要書類は地域によって異なります。	削除
101	(6)(表)必要書類	(市町村民税)	(法人 市町村民税)
101	(6)(表)種類	申告の期限を延長する場合	申告の期限を延長する場合 (特別の事情がある場合に限ります。)
101	(6)(表)注記	-	*4「特別の事情」については、管轄の税務署へお問い合わせください。
107	2 総会開催の実務 ①	○社員の全員が書面又は電磁的記録により・・・	○社員の全員が書面又は電磁的 方法 により・・・
107	2 総会開催の実務	⑤	④
108	Ⅵ 内閣府ウェブ報告システムによる申請・届出について	-	新設
113	2)債権の取立て及び債務の弁済	これは解散後遅滞なく、官報及び定款に定めた方法(新聞掲載等)によって行います(債権の申出をする期間は2月以上)。	これは解散後遅滞なく、官報に掲載して公告し、債権者に対し2か月以上の一定期間内に債権の申出をすべき旨を催告する必要があります。その公告には、債権者が期間内に申出をしないときはその債権は清算から除斥される旨を付記しなければなりません。

変更箇所		旧(令和5年7月改訂版)	新(令和6年6月改訂版)
ページ	項目		
139	特定非営利活動促進法 第28条第2項	却 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。)を、その事務所に備え置かなければならない。	2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。)を、その事務所に備え置かなければならない。
155	特定非営利活動促進法の施行に関する条例 第2条第5項	第二項第一号の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により地方公共団体情報システム機構(次条において「機構」という。)から当該役員に係る同法 第三十条の九 の機構保存本人確認情報(次条において単に「機構保存本人確認情報」という。)の提供を受けるとき、又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該役員に係る同法 第三十条の八 の都道府県知事保存本人確認情報(次条において単に「都道府県知事保存本人確認情報」という。)を利用するときは、第一項の申請書には、第二項第一号に掲げる書面を添付することを要しない。	第二項第一号の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により地方公共団体情報システム機構(次条において「機構」という。)から当該役員に係る同法 第三十条の七第四項 の機構保存本人確認情報(次条において単に「機構保存本人確認情報」という。)の提供を受けるとき、又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該役員に係る同法 第三十条の六第四項 の都道府県知事保存本人確認情報(次条において単に「都道府県知事保存本人確認情報」という。)を利用するときは、第一項の申請書には、第二項第一号に掲げる書面を添付することを要しない。
158	特定非営利活動促進法の施行に関する条例 附則	-	附 則(令和六年二月二日条例第三号) この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)第二条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の六に一項を加える改正規定及び第三十条の七に一項を加える改正規定の施行の日から施行する。
160	特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則 第20条第1項	作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物(次号及び次条において「磁気ディスク等」という。) をもって調製するファイルにより備え置く方法	作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。次号及び次条において同じ。) をもって調製するファイルにより備え置く方法
160	特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則 第20条第2項	書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は 磁気ディスク等 をもって調製するファイルにより備え置く方法	書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は 電磁的記録媒体 をもって調製するファイルにより備え置く方法
161	特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則 第21条	条例第十五条第二項の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は 磁気ディスク等 をもって調製する方法とする。	条例第十五条第二項の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は 電磁的記録媒体 をもって調製する方法とする。
161	特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則 附則	-	附 則(令和六年三月一日規則第四号) この規則は、公布の日から施行する。
164～169	関連行政機関所在地一覧	令和3年4月1日現在	令和6年4月1日現在
167	川越公共職業安定所所在地	川越市豊田本1-19-8 川越合同庁舎	川越市豊田本1-19-8 川越合同庁舎 1階
167	所沢公共職業安定所所在地	所沢市並木6-1-3 所沢合同庁舎	所沢市並木6-1-3 所沢合同庁舎 1・2階
168	県内労働基準監督署所在地等一覧		次頁一覧表のとおり (電話番号、管轄地域の修正)
176	特定非営利活動法人ガイドブック埼玉県版	2021(令和3)年6月発行 2022(令和4)年3月修正 2023(令和5)年3月修正	2021(令和3)年6月発行 2022(令和4)年3月修正 2023(令和5)年3月修正 2024(令和6)年6月修正
176	特定非営利活動法人ガイドブック埼玉県版	Email:a2835@pref.saitama.lg.jp	Email:a2835- 01 @pref.saitama.lg.jp

(旧) 県内労働基準監督署所在地等一覧

令和3年4月1日現在

名称	郵便番号	所在地	電話番号	管轄地域
さいたま 労働基準監督署	330-6014	さいたま市中央区 新都心 11-2 ラン ド・アクシス・タワ ー14F	048-600-4803	さいたま市（岩槻区をのぞく）、鴻巣市（旧 川里町をのぞく）、上尾市、桶川市、北本 市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、 伊奈町
川口 労働基準監督署	332-0015	川口市川口 2-10-2	048-252-3774	川口市、蕨市、戸田市
熊谷 労働基準監督署	360-0856	熊谷市別府 5-95	048-533-3611	熊谷市、本庄市、深谷市、寄居町、美里町、 神川町、上里町
川越 労働基準監督署	350-1118	川越市豊田本 1-19-8 （川越合同庁舎）	049-242-0933	川越市、東松山市、富士見市、坂戸市、鶴 ヶ島市、ふじみ野市、滑川町、嵐山町、小 川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山 町、毛呂山町、越生町、東秩父村
春日部 労働基準監督署	344-8506	春日部市南 3-10-13	048-735-5471	春日部市、さいたま市（のうち岩槻区）、 草加市、八潮市、三郷市、久喜市、越谷市、 蓮田市、幸手市、吉川市、宮代町、白岡市、 杉戸町、松伏町
所沢 労働基準監督署	359-0042	所沢市並木 6-1-3 （所沢合同庁舎）	04-2995-2577	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市、 三芳町
行田 労働基準監督署	361-8504	行田市桜町 2-6-14	048-556-4195	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市（のうち 旧川里町）
秩父 労働基準監督署	368-0024	秩父市上宮地町 23-24	0494-22-3725	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野 町

（新）県内労働基準監督署所在地等一覧

令和6年4月1日現在

名称	郵便番号	所在地	電話番号	管轄地域
さいたま 労働基準監督署	330-6014	さいたま市中央区 新都心 11-2 ラン ド・アクシス・タワ ー14F	労働条件 048-600-4801 労災保険 048-600-4802	さいたま市（岩槻区をのぞく）、鴻巣市（旧 川里町、赤城、赤城台、新井、上会下、北 根、屈巢、境、関新田、広田を除く）、上 尾市、桶川市、北本市、朝霞市、志木市、 和光市、新座市、伊奈町
川口 労働基準監督署	332-0015	川口市川口 2-10-2	労働条件 048-252-3773 労災保険 048-252-3804	川口市、蕨市、戸田市
熊谷 労働基準監督署	360-0856	熊谷市別府 5-95	労働条件 048-533-3611 労災保険 048-511-7002	熊谷市、本庄市、深谷市、寄居町、美里町、 神川町、上里町
川越 労働基準監督署	350-1118	川越市豊田本 1-19-8 川越合同庁舎 2 階	労働条件 049-242-0891 労災保険 049-242-0893	川越市、東松山市、富士見市、坂戸市、鶴 ヶ島市、ふじみ野市、滑川町、嵐山町、小 川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山 町、毛呂山町、越生町、東秩父村
春日部 労働基準監督署	344-8506	春日部市南 3-10-13	労働条件 048-735-5226 労災保険 048-735-5228	春日部市、さいたま市（のうち岩槻区）、 草加市、八潮市、三郷市、久喜市、越谷市、 蓮田市、幸手市、吉川市、宮代町、白岡市、 杉戸町、松伏町
所沢 労働基準監督署	359-0042	所沢市並木 6-1-3 所沢合同庁舎 3 階	労働条件 04-2995-2555 労災保険 04-2995-2586	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市、 三芳町
行田 労働基準監督署	361-8504	行田市桜町 2-6-14	048-556-4195	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市（のうち 旧川里町、赤城、赤城台、新井、上会下、 北根、屈巢、境、関新田、広田）
秩父 労働基準監督署	368-0024	秩父市上宮地町 23-24	0494-22-3725	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野 町